

2006年05月10日（新様式第2版）

2002年10月10日（新様式第1版）

届出番号：13B3X00365000811

器39 医療用鉗子

一般医療機器 歯科技工用鉗子 JMDN70935000

バー鉗子

【性能、使用目的、効果又は効能】

バー線を模型のカーブに合わせて屈曲する鉗子である。

【使用上の注意】

- 1 **注意事項の厳守**：器具の正しい使用のために、注意事項を必ず守ること。
- 2 炭素鋼で出来ているが使用方法、環境によっては腐食（錆び）することがある。
- 3 バー線の縦曲げと、横曲げで溝の部分を使い分ける。
- 4 **溝部の注意**：鉗子には過度の力を加えないこと。破折の原因となる。
- 5 **取扱について**：器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑な取扱いはしないこと。
- 6 バー線の屈曲以外の目的で使用しない事。
- 7 鉗子の溝は使用頻度により変形する。
- 8 **二次加工の禁止**：折損等の原因になるので、器具の二次加工(改造)を行わないこと。
- 9 **メッキの剥がれ**：金属線を把持するのでメッキが剥がれる事があります。特に溝の部分は。

【保守・点検に係る事項】

使用前・使用後の点検：使用前・使用後に、嘴部にキズや腐食等がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。
時折、関節部にミシン油を塗布する。

【包装】

紙箱に1個入包装（内包はポリ袋）又はポリ袋かビニール袋に1個入包装

【製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者名 (有)木村鉗子製作所
住所 〒131-0033 東京都墨田区向島1-18-9
電話番号 03-3623-1232
ファックス 03-3623-1232
ホームページ <http://www.kimura-kanshi.com/>
Eメール kimura.kanshi@nifty.com

【形状、構造及び原理】

*S50C BS型、#2、三叉型、細型



BS 型



2

【禁忌・禁止】

- * 歯科診療・歯科治療以外には使用しないこと。
- * 使用目的以外には使用しないこと。
- * 劣化や異常が見られた場合は器具の使用を中止すること。
- * 器具の形態変更や改造等はないこと。
- * 器具を落下したり、強い衝撃を与えないこと。